

ごみ処理施設整備事業に伴う発注支援業務

委 託 仕 様 書

令和2年6月

那智勝浦町

第1章 総 則

第1節 業務名称

ごみ処理施設整備事業に伴う発注支援業務

第2節 建設計画の概要

- (1) 施設規模 エネルギー回収型廃棄物処理施設 23.0 t / 16 h
マテリアルリサイクル推進施設 3.7 t / 5 h
- (2) 建設場所 那智勝浦町大字二河 地内
- (3) 敷地面積 約 8,800 m²

第3節 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月23日（水）までとする。

第4節 仕様書の適用

本業務内容は、本仕様書に基づき履行するものであるが、本仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、本町と協議・決定の上、受託者の責任において履行するものとする。

第5節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、次の関係法令等を遵守する。

- (1) 「民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」同「関連政令」
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」同「施行令」同「施行規則」
- (3) 「ダイオキシン類対策特別措置法」同「施行令」同「施行規則」
- (4) 「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」
- (5) 「契約に関するガイドライン」
- (6) 「モニタリングに関するガイドライン」
- (7) 「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」
- (8) 「VFMに関するガイドライン」
- (9) 「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(平成9年1月)
- (10) 「ごみ処理施設性能指針」(環境省通知)
- (11) 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」
- (12) 「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引(標準発注仕様書及びその解説)」
- (13) 「環境基本法」同「施行令」同「施行規則」
- (14) 「水質汚濁防止法」同「施行令」同「施行規則」

- (15) 「大気汚染防止法」同「施行令」同「施行規則」
- (16) 「騒音規制法」同「施行令」同「施行規則」
- (17) 「振動規制法」同「施行令」同「施行規則」
- (18) 「悪臭防止法」同「施行令」同「施行規則」
- (19) 「都市計画法」同「施行令」
- (20) 「建築基準法」同「施行令」
- (21) 「道路交通法」
- (22) 「下水道法」
- (23) 「消防法」
- (24) 「航空法」
- (25) 「電波法」
- (26) 「電気事業法」
- (27) 「労働安全衛生法」同「施行令」同「施行規則」
- (28) 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」

第6節 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は受託者が行うものであるが、現在、本町が所有し、かつ、貸与でき得ると判断した資料については貸与する。

この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成の上、本町に提出し業務完了と共に返納するものとする。

第7節 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。

また、コンサルタントとして、中立性を厳守しなければならない。

第8節 関係官公署との協議

受託者は、受託者及び本町が関係する関係官公署との協議を必要とするとき、または、協議を求められたときは誠意を持ってこれにあたり、遅滞なく本町に助言、報告をしなければならない。

第9節 議事録

受託者は、打合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、本町に提出するものとする。

第10節 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に際し次の書類を提出するものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、本町の承認を受けなければならない。

①着手届	1部
②工程表	1部
③管理技術者等届（資格者証含む）	1部
④納品書	1部
⑤完了届	1部
⑥請求書	1部

第11節 管理技術者等

本業務は、その建設工事において、総合評価型一般競争入札方式を予定しており、建設工事に限らず、科学技術及び経済の高度化・複雑化に伴い、専門を横断して総合的な技術監理を行う十分な知識と経験を有する技術者が必要であることから、以下の要件を満たす管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置する。

なお、照査技術者その他の技術者の兼任はできないものとする。

1. 管理技術者および照査技術者は、総合技術監理部門（衛生工学―廃棄物に関する部門）、衛生工学部門（廃棄物に関する専門分野）のいずれかの技術士の資格を有する者
2. 担当技術者は、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物処理施設の整備もしくは運営にかかる発注支援業務の実務経験を有する者、一級建築士の資格を有する者を各1名配置する

第12節 工程

受託者は、本委託業務遂行上その工程に変更を生じた場合、ただちに変更工程表を提出し、本町と協議の上、承認を受けなければならない。

第13節 成果品の審査

受託者は、業務完了時に本町の審査を受けなければならない。その結果訂正を指示されたものについては、訂正しなければならない。

納品後、成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正の上納品すること。

また、これにかかる費用については受託者が負担すること。

第14節 成果品の引渡し

成果品の審査に合格後、成果品一式を納品し業務の完了とする。

第15節 業務の内容

本業務の内容及び範囲については、本仕様書「第1章 総則」、及び、「第2章業務内容」によるものとする。

第16節 留意事項

業務遂行に際して、官地、民地及び施設への立入りが必要となる場合は、該当施設等の管理者及び地域住民との紛争を絶対に起こしてはならない。

また、このことに伴い受託者の責によって支払わなければならない費用が生じた場合、受託者の負担とする。

第17節 疑義

本業務委託の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、本町に照会し、本町の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

第18節 成果品

受託者は業務完了に際し、成果品を次のとおり提出するものとする。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ① 施設整備要求水準書検討報告書（A4版ファイル） | 10部 |
| ② 公募書類（入札説明書、要求水準書、落札決定基準書、様式等） | 1式 |
| ③ 上記のデータ（CD-ROM等） | 1式 |
| ④ 本町が指示する書類等 | 1式 |

第2章 業務内容

本業務は、本計画処理施設の建設に関する工事発注仕様書、及び、維持管理・運営についての要求水準書を作成することを目的とする。

また、同時に、本計画処理施設建設後の維持補修工事内容について、施工業者決定の評価基準とすることも考慮し、施設維持管理・運営業務に関する本町の要求事項を検討し、要求水準書としてまとめること。

第1節 基本条件の検討

(1) 設計・建設に関する条件の検討

策定中の「ごみ焼却施設・リサイクル施設整備基本計画」に基づき、本計画処理施設の建設に関する条件について整理すること。

- ・計画に関する基本的事項
- ・処理能力
- ・処理方式
- ・公害防止基準
- ・運転管理
- ・維持管理
- ・安全衛生管理
- ・性能保証
- ・各処理設備工事仕様
- ・電気計装工事仕様
- ・土木建築工事仕様
- ・設計計算内容
- ・基本設計図等添付書類
- ・その他本町の指示する事項

(2) 維持管理・運営に関する条件の検討

前項において検討した内容及び本町が貸与する資料に基づき、施設の維持管理・運営内容を十分に把握すること。

さらに、その内容を明確にするとともに維持管理・運営業務の発注に支障が出ないように、要求水準書に反映するうえで必要な事項を精査・検討し、整理すること。

①施設運転状況の確認

- ・処理状況の確認

過去の処理経過及び将来の要処理量から運転管理業務の計画処理量等を確認し、基本的な処理条件を設定すること。

- ・ 運転委託基準の確認
 - 施設の運転に関する委託内容を詳細に項目別に確認し、設定すること。
- ② 施設維持管理・運営費の確認
 - ・ 電力・用水・薬品等の使用状況の確認
 - 既存ごみ焼却施設の用益収支や他都市の事例から、将来の要処理量に対する用益費を算出し、確認すること。
- ③ その他の委託範囲の設定
 - 維持管理・運営におけるその他項目の設定について、本町と十分協議し設定すること。
- ④ ランニングコストの委託条件の設定
 - 上記を踏まえ、維持管理・運営における委託条件を設定すること。
- (3) 施設補修・整備工事項目の確認
 - ① 機器・装置等の整備項目の確認
 - 委託期間における機器・装置類の整備項目を確認すること。
 - ② 機器・装置等の整備委託内容の設定
 - 機器・装置等の整備項目における、委託内容等を設定する。
 - ③ 機器・装置等の整備委託条件の設定
 - 上記を踏まえ、機器・装置等の整備委託における委託条件を設定すること。

第2節 見積仕様書の作成及び見積設計図書の徴取

本町が貸与する、本計画事業に関する諸計画の資料をもとに、施設の整備内容を見積仕様書としてまとめるものとする。

また、この仕様書に基づき、複数のプラントメーカーに対して見積設計図書の徴取を行うこと。

その際には当町と十分な協議を行い、特定のプラントメーカーに有利、あるいは不利が生じないように留意する。

見積発注仕様書の作成にあたっては、下記項目に従って作成すること。

- (1) 総 則
- (2) 計画に関する基本的事項
- (3) 機械設備工事仕様
- (4) 電気計装工事仕様
- (5) 土木建築工事仕様
- (6) 維持管理・運営仕様
- (7) 施設整備・運営に関する意向調査
- (8) その他

第3節 事業費等の算定

前節において徴収した見積設計図書に基づき、建設工事費、及び、維持管理・運営費等の事業費の算定を行うこと。

第4節 募集要項等の作成

総合評価型一般競争入札における入札参加希望業者を募集するための条件について検討し、募集要項としてまとめること。

第5節 総合評価審査調書等の検討

一般公募時において開示する評価項目、及び、その配点基準について検討し、本町と協議の上、まとめること。

(1) 評価項目の検討

(2) 総合評価審査調書の作成

入札参加希望業者より提出された関係書類について、評価項目に従って審査を行うため必要となる審査調書を作成すること。

(3) 質疑回答書の作成

入札参加希望業者からの募集要項及び要求水準書に関する質疑等について、その回答書案を作成すること。

(4) 総合評価審査調書のまとめ

入札参加希望業者から提出される審査調書の比較を行い、本町、及び、(仮称)事業者選定委員会等の指示に従い、資料の取りまとめを行うこと。

第6節 要求水準書(工事等仕様書)の作成

これまでに検討した建設条件、及び、維持管理・運営条件を再度整理し、施設整備事業要求水準書を作成すること。

第7節 事業者選定に係る委員会運営補助

本町では、総合評価型一般競争入札に向けた事業者選定委員会を設置し、その委員会において、要求水準書に関する事項・業者選定等に係る事項について協議・検討などの評価をする予定をしている。

この委員会において、コンサルタントとしての専門的見地から本計画施設建設・運営・維持管理等についての情報や資料を収集し、委員会に提供するとともに、委員会において審査調書に基づき検討された事項について取りまとめを行うこと。

なお、学識経験者への意見聴取については和歌山県建設工事等総合評価審査委員会への諮問を予定していることから、同委員会への対応も含めることとする。

(1) 開催頻度

開催日程等については、受注後に事務局と協議のうえ決定するものとするが、概ね6回程度を予定しており、過不足が生じた場合は後日協議の上精算する。

(2) 内 容

- ①委員会資料の作成・編集
- ②委員会への出席
- ③議事録の作成
- ④和歌山県建設工事等総合評価審査委員会への対応
- ⑤まとめ（報告書作成）

第8節 その他

本事業については循環型社会形成推進交付金事業として実施することから、交付金の申請にかかる資料の作成について支援を行うこととする。

－以 上－